

# 診療体制の変更

令和6年度より、村立トマム歯科診療所の営業を毎月第2・第4水曜日としておりましたが、営業日を以下のとおり変更いたしますので、お知らせいたします。

## 記

### 1 変更内容

村立トマム歯科診療所の営業日を以下のとおりに変更します。

夏期営業（4月から10月） 毎週水曜日営業（祝日を除く）

冬期営業（11月から3月） 第2・第4水曜日営業（祝日を除く）

### 2 変更日

令和8年6月10日（水）より

### 3 その他

上記に伴い、村立占冠歯科診療所の営業につきまして、夏期営業期間中は毎週水曜日休診、冬期営業期間中は第2・第4水曜日休診となりますので、ご了承ください。

◆お問い合わせ先◆

占冠村役場住民課

☎56-2122